

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

将来を担う子供たちに豊かな教育を保障することは、未来への先行投資であり、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、平成23年度より小学校1年生の学級編制の標準が35人に引き下げられ、平成24年度においては、法改正は見送られたものの事実上の小学校2年生の35人学級実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しているところである。しかしながら、昨今、学校が抱える生徒指導面における様々な課題は、深刻化しており、また、新学習指導要領実施により、授業時数や指導内容が増加している。このような状況において、一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、教職員の子供と向き合う時間の確保・拡充や教職員配置の更なる充実に努めることが重要である。

また、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る制度として、現在の教育制度の根幹を成しているが、国負担割合の引き下げは、地方自治体の財政を圧迫するとともに、義務教育水準の維持向上、教育機会均等の確保に困難な状況を引き起こしかねない。

よって、国におかれては、小中学校の学級編制及び義務教育費国庫負担制度に関して次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

1. きめの細かい教育の実現のため、小中学校の学級規模を30人以下とすること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

小田原市議会